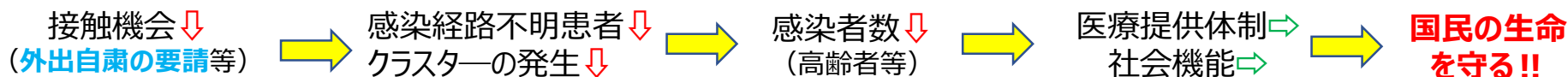


- **国民の生命を守る**ためには、高齢者等を始め、**感染者数を抑える**こと及び**医療提供体制や社会機能を維持**することが重要である。
- 各地域において**感染経路の不明**な患者や**クラスターの発生を封じ込める**ことが、いわゆる**オーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大の発生を防止**し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。
- 必要に応じ、**外出自粛の要請**等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。



国民の生命を守るため、
 国・地方公共団体・医療関係者・専門家・事業者を含む**国民が一丸**となって、
 新型コロナウイルス感染症対策を進めていくため、**基本的対処方針**が示された

新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

- 感染経路の中心は、**飛沫感染**及び**接触感染**（閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがある）。
- ① **密閉**空間（換気の悪い密閉空間である）
 - ② **密集**場所（多くの人々が密集している）
 - ③ **密接**場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

3つの条件が重なると感染拡大リスクが高い
- **潜伏期間：1～14日**（一般的には約5日）濃厚接触者については14日間の健康観察が必要。
 - 感染すると、**発熱や呼吸器症状が1週間前後持続**することが多く、**強いだるさ**（倦怠感）を訴える人が多い。
 - 罹患しても**約8割は軽症で経過**。致死率は**2.3%**、中等度以上の肺炎の割合は18.5%（中国の確定患者での報告）
 - 年齢ごとの死亡者の割合は、**60歳以上の者では6%**に対して、30歳未満の者では0.2%であった（上記中国の報告）
 - 有効性が確認された**特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在せず**、治療方法としては対症療法が中心。

新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- 各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、**感染拡大の速度を抑制**する。
- サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、**高齢者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止める**べく万全を尽くす。
- 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、**社会・経済機能への影響を最小限にとどめる**。

(1) 情報提供・共有

- 政府は、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、**行動変容に資する啓発**を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
- 政府は、民間企業とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
- 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- **地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して独自のメッセージや注意喚起**を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

- **地方公共団体は、感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施**する。
- **都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図り**、民間検査会社等を活用する。
- 文部科学省及び厚生労働省は、**学校等での集団発生の把握の強化**を図る。

(3) まん延防止サーベイランス・情報収集

- 都道府県は、まん延防止策として、 **クラスター対策及び接触機会の低減** を、感染状況を踏まえて、的確に打ち出す。
- 地方公共団体は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。
- 都道府県は、クラスターが発生しているおそれがある場合には、法に基づき、当該 **クラスターに関する施設の休業や催物（イベント）の自粛等の必要な対応を要請** する。これに関連し、国及び地方公共団体間で緊密に情報共有を行う。
- 都道府県は、 **密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なるような集まりについて自粛の協力を強く求める** とともに、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。
- 政府及び地方公共団体は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。
都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、必要があると認めるときは、法に基づく総合調整を行う。
- 厚生労働省は、地方公共団体と協力して、医療施設や高齢者施設等において職員が感染源とならないようにすることも含め、院内感染や施設内感染対策を徹底するよう周知を行う。
- 文部科学省は、3月24日に策定した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」に関し、今後の感染拡大の状況や専門家会議の見解を踏まえ、厚生労働省の協力を得つつ、学校における感染防止や感染者が出た場合の対応、必要に応じ地域における臨時休業の在り方等に関し追加的な指針を策定する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- 政府は、職場等における感染の拡大を防止するため、労働者を使用する事業者に対し、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を強力に呼びかける。
- 厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。

(4) 医療

① 地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保する。

- 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、重症者等に対する医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。
- 自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、地方公共団体は、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じること。
- さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。
- こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。

② オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第31条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、医療提供体制の確保を進める。

- 例えば、新型コロナウイルス感染症の患者を優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保すること。
- 専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資等を迅速に確保すること。
- 医療機関は、業務継続計画（BCP）も踏まえ、必要に応じて医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討すること。
- 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣を検討すること。

③ 厚生労働省は、この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。

- オーバーシュートの発生に備えて、感染症病床等の利用状況について一元的かつ即座に把握可能とする仕組みの構築を進めること。
- 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないよう、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。
- 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。

(5) 経済・雇用

- 政府は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症による内外経済や国民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、必要かつ十分な経済財政政策を躊躇なく行うこととし、日本経済を確かな成長軌道へと戻すための思い切った措置を講じていく。特に、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が縮小する中で影響を受けているフリーランスを含め、**様々な形態で働く方々の雇用や生活を維持**するとともに、**中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう制度を整える**。

(6) その他重要な留意事項

1) 人権等への配慮

- ・ 政府は、**患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮**した取組を行う。
- ・ 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ・ 国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。

2) 物資・資材の供給

- ・ 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じて、マスクや消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、**マスク、個人防護具、人工呼吸器等の必要な物資を国の責任で確保**する。
- ・ 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法を適用し、**マスクの転売行為を禁止**するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者へ冷静な対応を呼びかける。

3) 関係機関との連携の推進

- ・ 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ・ 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体等の関係者の意見を十分聞きながら進める。
- ・ **地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策**にあたる。

4) 社会機能の維持

- ・ 指定公共機関及び指定地方公共機関は、**電気、ガス、水道、公共交通、通信等の維持**を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ・ 政府は、空港、港湾、**医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施**する。
- ・ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。